

写

諮 問 書

一般家庭における水道水以外の水使用に対する下水道使用料の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

諮問第 1 号
平成25年7月17日

熊本市上下水道事業運営審議会 会長 様

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國



【 諮 問 理 由 】

現在、水道水の使用量に対する下水道使用料については、水道の使用水量をもとに排除される汚水量を認定し、下水道の使用料を算定しています。

一方、水道水以外(井戸水、温泉水、雨水等)の水を使用している一般家庭の下水道使用料については、水使用量の把握が困難である等の理由により、定額制(1世帯につき1,700円)としているところです。

水道の使用量については、食洗機や節水型洗濯機など節水機器の普及等によりここ数年減少傾向にあり、下水道の使用料についても、節水に応じたものとなっています。

しかし、水道水以外の水使用については、世帯人員の相違や水道水との併用世帯における、温泉水や雨水利用など用途を限定した利用であるにもかかわらず、定額制の使用料であるため、人員や用途について、使用実態を考慮した料金となるように、議会ならびに市民の皆様からもご意見をいただいているところです。

井戸水等の使用に関しては、水道水との併用世帯が増加しており、加えてメーターが設置されていない世帯が多く正確な使用量が把握できにくい状況にあります。一般家庭における水道水以外の水使用に対する下水道使用料について、使用実態に即したものとすべく、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。